

## 第三章 山田川

## 第一節 沿革と利水慣行

遠賀町は遠賀郡の穀倉地帯として、水田稲作を主体に栄えてきた町である。今から凡そ三〇〇年ばかり前までは、水利設備は不完全だったので、満潮時は芦屋から垣生まで海水が溯ることもあって、遠賀郡西部一帯は灌漑用水が欠乏して年々旱害を被っていた。こんな状態は遠賀町だけでなく、治水、利水工事が行われてなかった頃は、どこも皆同じような状態であった。藩政時代になり、河の上流を堰き止めて夙樋を設け、溝を掘り、養水を引くことが各地で試みられた。

新田開発、耕地拡張とともに、利水設備として、溜池の新設、西川、山田川、神田川等の用水路工事が進められた。

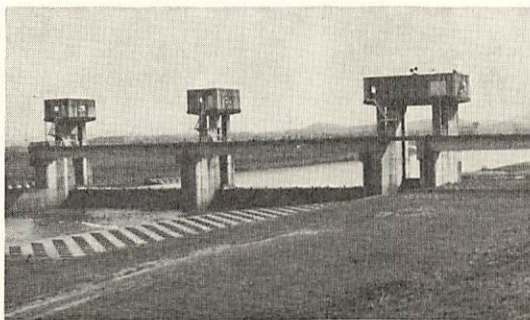
山田川は遠賀川の支流犬鳴川を直方市植木で堰止め、鞍手町・中間市・遠賀町の一千余町歩の水田に灌漑水を供給する長さ一二軒に及ぶ用水路で、井堰を花の木堰と呼んでいる。『鞍手郡誌』には「明暦二年（一六五六）植木渡場の川上に仮井手藻掛りにて堰立てたるが抑々山田井手（後の花の木堰）の始めなり」と記されている。

その後花の木堰は万治元年（一六五八）・延宝六年（一六七八）・正徳三年（一七一三）・宝暦二年（一七五二）・文政四年（一八二二）・弘化二年（一八四五）・嘉永七年（一八五四）と数度の改造が行われたとある。

小林家文書「諸要明細懐中記録」の「植木山田掛之覚」に次の通り記している。これは郡代手伝役控の写であり、役所としての公式見解ともいえる。

- 一 寛保二戊春、植木山田溝筋郡夫加勢を以て後方被申付、土手内溝筋不残後、廣渡両唐戸溝筋幅水底壹間半、山田溝筋江遠賀内幅式間溝底、鞍手内三間、或ハ式間七歩之所も有之掛り役人名略之外事
- 一 植木石井手、最前ハ打掛山田ニ有之之外処、免奉行小林与三兵衛遠賀・鞍手両郡掛り之節、万治三年子春石井手ニ相成、元文五申年迄八十一ヶ年ニ相成前外事
- 一 植木唐戸ハ元禄九年七月より取掛り、同十年石唐出来之事前
- 一 右唐戸享保十三年未春木唐戸ニ相成外事
- 一 上木月ハ元禄九年ノ春石唐戸ニ相成外事
- 一 植木唐戸口方上木月唐戸口迄溝長式千貳百貳拾三間、但古来溝幅四間、溝底三間ニ相極外事。但地床御徳引ニ御事

山田川は『底井野村誌』に、山田川の用水路を本村にて掘削に着手したのは万治元年（一六五八）で同三年（一六六〇）に全く工事が竣工したとあり、また『遠賀郡誌』にも松本文書として、万治二年鞍手郡植木山田溝初めて御普請有之候時、御免奉行小林与三兵衛殿、係代官村上太兵衛殿などと書かれていますので、明暦二年から万治三年の間に開削されたものと思われる。



現在の花ノ木堰



洗い場のある風景

め、次の通り、定格請持長割などの取り決めが行われていた。<sup>(83)</sup>

用水路は底井野、浅木、木守の水田より少し高い人家密集地に添って掘られている。これは頭初から灌漑用だけでなく、生活用水としての利用も考えての事だったと思われる。利用する村々も江戸時代後期には、植木村・下大隈村・小牧村・木月村・猪倉村・上木月村・垣生村・上底井野村・中底井野村・下底井野村・木守村・今古賀村・広渡村・島津村の一四村に及んでいた。用水確保のため必要な河床浚えや、夏前の藻刈り、堤防の除草、護岸水閘の補修などを円滑に行うた

植木山田水下田数割

一、田数四百八拾四町

内

八拾町

七拾壹町

六拾町

八拾町

拾貳町

八拾町

上底井野村

中底井野村

下底井野村

木守村

今古賀村

垣生村

八拾町  
二拾一町

広渡村  
嶋津村

植木山田掛溝長遠鞍両郡村々定格請持長割  
植木石井手口左下大隈抱瀬戸唐戸口迄

一、溝長貳千貳百拾八間

内

千四百七拾八間六歩

遠賀水下六ヶ村受持

七百三拾九間三歩

鞍手水下五ヶ村受持

一、溝長七百三拾九間三歩

鞍手受持分

水下定夫拾八人五歩ニ割老人二付

三拾九間九歩七厘充

内

老人五歩

六拾間

下大隈村

七人貳歩

貳百八拾七間三歩

小牧村

五人

貳百間

木月

老人八歩

七拾貳間

猪倉

三人

百貳拾間

上月

一、同千四百七拾八間六歩

遠賀郡受持分

此内二十五間木守丁場千寄付ニ付相減惣田數ニ割当ル

水下田數四百六拾三町二割、拾町二付

三拾貳間四步七厘充

内

八十町

貳百五拾九間八步

垣生

八十町

貳百五拾九間八步

上村

八十町

貳百五拾九間八步

木守

此内貳拾五間千寄付二付相減ル

拾貳町

三拾九間

今古賀

七拾壹町

貳百三拾間六步

中村

六拾町

百九拾四間八步

下村

八十町

貳百五拾九間九步

広渡

植木井手口方唐戸迄

一、長拾六間

下大隈二入

唐戸方同所往還石橋迄

一、同百貳拾八間

内

四拾四間

下大隈二入

八拾四間

小牧二入

往還石橋下方小池橋迄

一、同百六拾七間

小牧二入

小池橋方中ノ庚申石橋迄

一、同四百六拾間

内

三拾六間

貳百間

七拾貳間

百貳拾間

三拾壹間六歩

ノ

中ノ庚申石橋方同所下ノ板橋迄

一、同三百九拾九間

内

貳百貳拾八間貳歩

百七拾間八歩

中ノ江板橋方今村上ノ石橋迄

一、同四百六拾三間

内

八拾九間

貳百三拾四間八歩

三拾九間

百間貳歩

今村上石橋方下ノ石橋迄

一、同七拾九間

今村下ノ土橋方金ノ手土橋迄

一、同貳百六拾四間

内

小牧二入

木月

猪倉

上月

垣生二入

垣生二入

上村二入

上村二入

木守二入

今古賀二入

中村二入

中村

五拾壹間四歩

百九拾四間八歩

拾七間八歩

金ノ手土橋ノ白水道石橋迄

一、同百四拾壹間

白水道石橋ノ瀬戸唐戸迄

一、同百壹間

右惣間数相改村ミ丁場割合候事

文政十三年寅五月

中村ニ入

下村

広渡ニ入

広渡ニ入

広渡

中底井野触山田受持

下村庄屋 定

木守触同

木守庄屋 源 吉

下新入触同

小牧庄屋 大右衛門

山田川より養水を受けている遠賀郡内の村々は、上流鞍手郡植木、下大隈近くにも、丁場が割当てられ、山田川の管理に出役していたことがわかる。右記の外、「瀬戸唐戸ノ古川口迄」は島津村受持丁場である。

## 第二節 水利組合による管理

明治維新となり、行政区も、めまぐるしく変ったが、旧来の慣行に従って山田川は管理されていた。

花の木堰の水位については、水上の村と水下の村では利害が相反し、藩政時代より再三紛争があった。

明治十七年三月、鞍手水上水下十六村と、遠賀郡関係八か村の人民総代、及び戸長間で花の木堰に関して契約が行なわれている。

明治二十二年には町村合併が行なわれ行政機構も大きく変更された。

明治二十六年十二月に、山田川分水も紛争をさけるため、山田川筋分岐河身・幅員定約が劔村、古月村、底井野村、浅木村、島門村の人民惣代の間で行なわれた。明治二十七年四月には旧来の契約を明確にするため、山田川、花の木堰、西川、岡森堰、等をまとめて、遠賀郡全町村組合と鞍手郡全町村組合で契約が行なわれた。契約書には両組合連帯土木の範囲と経費分担を定めた土木軸帳も添付されている。山田川水利組合文書によるとその概要は次の通りである。

明治二十七年四月

遠賀郡全町村組合鞍手郡全町村組合 契約書

一両組合連帯土木ハ西川、花ノ木堰、岡森堰、土手内悪水吐、稻荷郷悪水吐、笹尾川トシ其個所及経費ノ分担ハ別冊土木軸帳ニ依ル



一花ノ木堰関係ハ遠賀郡ノ主担ニシテ同郡組合長之レヲ管理ス

一用水使用ノ区域及配水通水停水等ニ関スル方法ハ總テ從來ノ慣行ニ因ル

一新築増築又ハ変更ヲ要スル工事ハ、両組合長ノ協議ニ因リ各組合会ノ決議ヲ經テ施工スル

一署名者 両郡長

遠賀郡交渉委員 二名

鞍手郡交渉委員 三名

花の木堰軸帳

犬鳴川通鞍手郡 植木村 新入村 字花ノ木川中央両境

一石洗堰壺個所 川幅水量貳拾貳間三尺

張返貳拾貳間六寸

張留貳拾六間貳尺四寸

水吐口五尺七寸五分水流石張七間三尺九寸 高サ張返 打流平面石張 三間三尺

張留 七間三尺九寸同壺尺七寸

張返石張長、貳間三尺六寸

但シ石洗堰面上板掛柱拾七本掛板高壺尺五寸

石柱四本六寸角 角堰板堰柱ヲ兼ル

石柱四本六寸角 高壺尺五寸用水中ノ外取除ノ分

木柱七本六寸角高壺尺五寸用水中ト雖モ洪水ノ節ハ引倒ス分

兩側板掛柱 貳本高壺尺五寸常磐兩側石垣ニ組込ミノ分

掛板二拾八枚幅七寸五分用水中ト雖モ洪水ノ節ハ取除ク分

是 掛板仕構ハ定約締結シアルモ一朝洪水ニ際シ取除方容易ナラサル感アルカ為完結ニ至ラス技術上確定ノ上施工スル等

ナリ

但費用ハ石洗堰関係村ノ負担

右石洗堰ハ水上下協議ノ上明治拾七年三月十四日約定ニ依リ、変換シタルモ、同約定ニ依リ旧形ニ復スル節ハ同条ニ基キ復旧ヲ求ムル村々ヨリ工事費用ヲ負担シ速ニ完結セシムルモノトス

明治三十一年「浅木村役場文書」によれば、花の木堰と山田川を共同管理するため五か村組合が設けられた。その組合規定の概要は次の通りである。

一 花の木堰及其の水路に係る土木事務を共同処分する為め、遠賀郡底井野村、島間村、浅木村、鞍手郡、古月村、劔村、五ヶ村組合を設く

一 議員 各村会で選出した議員で組織する

底井野村三名 浅木村貳名 島間村貳名 古月村貳名 劔村貳名

一本組合の事務は遠賀郡長の管理を請ふものとす

一 組合の費用 土木軸帳に負担歩合が定めてない費用は次の割合で各村に分賦する

底井野村 三十四歩三七九

浅木村 十九歩四一九

島間村 十五歩五六二

古月村 一四歩四二

劔村 一六歩二一

一 用水使用区域及配水通水停水等に関する方法は総て旧来の慣行に因る

此の組合はその後、底井野村外四ヶ村土木組合となつて永く運営がつづけられたが、郡政の廃止、町村合併、市町政への移行もあり、組合役場も、遠賀郡役所内から底井野村役場内、中間市役所内と移転し、水利組合も、

中間市、鞍手町、遠賀町で組織され、「中間市外二ヶ町山田川水利組合」と改名されている。組織の運用は次の要領で行われている。

一、組合議員

中間市四人 鞍手町四人 遠賀町四人

一、組合経費分賦金

中間市三分の一 遠賀町三分の一 鞍手町三分の一

### 第三節 花ノ木堰の大改修

昭和の始め頃から、花の木堰や山田川に炭坑廃水に依る埋没と、地盤沈下の被害が出はじめたので、建設省遠賀川工事事務所によって井堰が出来てから約三〇〇年ぶりに大改修が行われた。工事は昭和四十六年に着工して同五十年に竣工した。その工事の記念碑が、花の木堰の由来や歴史的な経過について詳しく物語っている。

#### 花ノ木堰(表面)

遠賀の沃野は紀元前の昔、古代日本人の狩猟時代から、農耕の新しい転位をもたらした遠賀川式土器にはじまる弥生時代の水稲文化が発祥した地である。雨が降りつづき遠賀川が洪水になると、堤防の水嵩を見守り、日照がつづいて犬鳴川の水が涸れると、火を焚いて慈雨を乞い、八木山の地肌が傷めば、植林して水源を庇った。

人命と財産を注いで、きびしい自然と闘ってきた祖先の血と汗の鼓動が、堰の川底に脈々と息づいている。花ノ木堰が創設されてから三一八年の時が流れた。遠賀川の悠久の流れは、今日も流れる。明日も流れる。

(裏面)



改修前の花ノ木堰(1969)

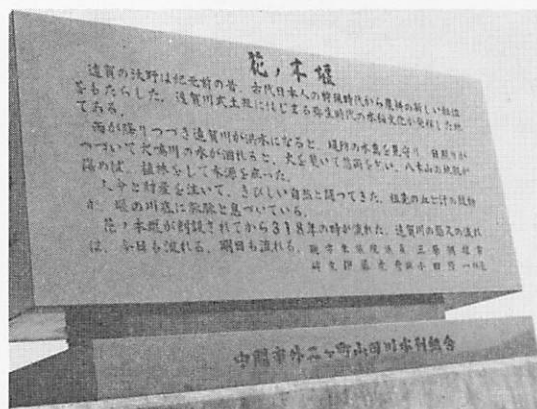
沿岸 江戸時代、遠賀平野西部一帯の田地は灌漑水が不足して旱害を被るため、若宮郷の金丸より長井鶴、宮田、本城、竜徳、新入を経て植木に至る用水路の開削改良工事を企てたが、水害により意の如くならず、そのため明暦二年(一六五六) 植木渡場の川上に仮井手として堰立てし、取水したのが山田井手であり、現在の花の木堰の起りである。萬治三年(一六六〇) 頃より農業用水確保のため、年々再三堰の改良を加えると共に、水害早魃に備え、八木山、犬鳴川の植林、犬鳴川の護岸などの対策が講じられ、それにより花の木堰を源にした。延長一〇キロの人工運河の山田川は劔村、古月村、底井野村、浅木村、島門村の五箇村に跨がる二〇〇ヘクタールの耕地を灌漑し、地域農民の治水利水に使用され。山田川水利組合に於て維持管理がなされてきた。

明治、大正、昭和に亘る筑豊の石炭採掘によって関係耕地は陥没し、農業用水は汚染され、花の木堰は微粉炭で埋没されたが、臨時石炭被害復旧法、及び建設省河川改修等の合併改修工事として昭和四十六年(一九七二)四月二十三日着工、四ヶ年の歳月と、六億円の工費をもって昭和五十年(一九七五)三月完成した。

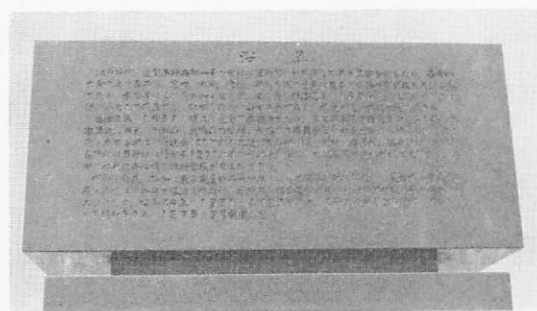
改修される以前の堰は写真のような角落堰で、石積みを多く使用した堅固な構造であったが、洪水のとき掛板の取外しや、堰に溜った泥の取除きは困難であった。

新設された堰は幅二五メートルの主ゲート二門と、幅五メートルの調整ゲート一門からなり、取水時にはゲートを閉めて貯水するが、権利水位を越さないよう、適正に管理される。

山田川への取水は、苗代期(五月十日)六月十九日)、代掻期



花ノ木堰記念碑 (表)



花ノ木堰記念碑 (裏)

(六月二十日～六月二十七日)、普通灌漑期(六月二十八日～十月三十一日)、非灌漑期(十一月一日～五月九日)と、それぞれ最大取水量が定められている。取水ゲートは幅一・五メートルのゲート二連からなっており、取水量は貯水水位に応じて、取水ゲートの開度が自動的に調節され、各期毎に規定された水量の取水が行なわれている。

送水路も、鉾害で荒廃したが、山田川水利組合で護岸や水門などの改修工事が続けられ、雑草や藻が盛んに繁殖していた河床や側堤もコンクリートで固められて、近代的な用水路に生れかわっている。